

アマチュアスポーツ合宿受入支援事業補助金交付要綱

公益財団法人宮崎県観光協会

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県観光協会（以下「協会」という。）は、「スポーツランドみやざき」を推進するため、予算の範囲内において、宮崎県内（以下「県内」という。）において合宿を実施する県内外のアマチュアスポーツ団体（以下「団体」という。）に対し、アマチュアスポーツ合宿受入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付の要件)

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- (1) スポーツ競技に関する合宿であること。
- (2) 県内外のアマチュア選手を含むスポーツ団体であること。
- (3) プロ野球、Jリーグ（J1、J2、J3）、ジャパンラグビーリーグワン（DIVISION1）に所属するチームは対象外とする。または、宮崎県及び協会を含む構成団体（協力会等）から支援（負担金等）を受けているチームは対象外とする。ただし、協会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める場合はこの限りではない。
- (4) 県内のスポーツ施設を利用して合宿が実施されること。
- (5) 合宿期間中、県内の宿泊施設（ホテル、旅館、民宿等の宿泊等に係る営業許可を受けた施設であり、宿泊料金が一人一泊1,000円以上の支払いを要する施設。宮崎県有宿泊施設、スポーツ施設に付随する簡易宿所等を除く。）に宿泊すること。
- (6) 合宿に参加した者の延べ宿泊者数（宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数）が10人以上であること。
- (7) スポーツ合宿を実施する団体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (8) 一団体からの補助金の申請回数については、当該年度において1回とする。

(交付の対象経費及び補助金額)

第3条 この補助金の交付の対象経費は、本県での合宿に要する経費とし、補助金額は、合宿に参加した者の延べ宿泊者数に、県外団体は1,000円、県内団体は500円を乗じた額とする。ただし、県外団体は10万円、県内団体は5万円を上限とする。

(補助金の申請)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、原則として合宿開始日の前日までに会長に提出しなければならない。

- (1) アマチュアスポーツ合宿受入支援事業補助金申請書（別記様式第1号）
- (2) 合宿計画書（別記様式第2号）
- (3) その他必要と認められる書類

(申請の取下げ)

第5条 前条の申請書の提出後、合宿の中止等により申請を取下げることとなった場合は、「中止等届」（別記様式第3号）を会長に速やかに提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 第4条の申請の審査の結果、補助金を交付することが適当と認められるとき、会長は、交付額を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 申請者は交付決定の通知を受けた後において、合宿の内容の変更等により申請額より増額となるときは、合宿開始日の前日までに次に掲げる書類を速やかに会長に提出しなければならない。

- (1) アマチュアスポーツ合宿受入支援事業補助金変更交付申請書（別記様式第5号）
- (2) アマチュアスポーツ合宿受入支援事業補助金変更合宿計画書（別記様式第6号）

(補助金の変更交付決定及び通知)

第8条 会長は、変更交付申請に係る合宿の内容が適正と認められるときは、変更交付決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、合宿終了後速やかに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) アマチュアスポーツ合宿受入支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）
- (2) 宿泊証明書（別記様式第9号）
- (3) その他必要と認められる書類

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。また、次年度以降の補助金の交付についても中止を命ずることができる。

- (1) 合宿を実施しなかったとき、あるいは、第2条に定める交付要件に該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく「中止等届」または「実績報告」を提出しなかったとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他補助金の交付要件に該当しないと認められる事由が生じたとき。

(補助金の交付額の確定)

第11条 会長は、第9条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(別記様式第10号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、請求書(別記様式第11号)を会長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス経済対策「スポーツ合宿受入支援事業補助金」交付要綱(令和2年7月1日定め)は、廃止する。
- 3 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、宮崎県スポーツ合宿受入支援事業補助金交付要綱(平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め)は適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、宮崎県スポーツ合宿受入支援事業補助金交付要綱(平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め)は適用しない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱が適用される期間は、会長が別に定めることとし、その間においては、宮崎県スポーツ合宿受入支援事業補助金交付要綱(平成31年4月1日公益財団法人宮崎県観光協会定め)は適用しない。